

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 11 条第 1 項の規定により林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）を指定したので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 8 日

佐賀県知事      山      口      祥      義

1 指定年月日

令和 8 年 9 月 1 日

2 センターの名称

公益財団法人さがのみどり未来創造基金

3 センターの住所及び事務所の所在地

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号